



判例にみる 使用者の責任

監修／千種秀夫（弁護士） 編集／高井伸夫（弁護士）

A5判 488頁

2004年6月発刊

概要

- 長年、民事事件に関与してきた元最高裁判所判事監修による実務的な判例解説集で、96の判例に検討を加え判決の意義、実務上の留意点に言及しています。
- 従業員の過労死やセクハラ、学校内の事故、限度を超えた宗教法人の活動、暴力団組員の違法行為など、使用者責任をめぐる近時注目を集める事例を幅広く採り上げています。

執筆者プロフィール（発行時）

<監修者>

千種 秀夫（ちぐさひでお）
元最高裁判所判事
弁護士・高井伸夫法律事務所 客員
桐蔭横浜大学法科大学院 教授

<編集者>

高井 伸夫（たかいのぶお）
弁護士・高井伸夫法律事務所 所長

<執筆者>

大山 圭介（おおやま けいすけ） 弁護士・佐々木総合法律事務所
岡芹 健夫（おかぜり たけお） 弁護士・高井伸夫法律事務所
佐藤 孝幸（さとう たかゆき） 弁護士・佐藤経営法律事務所
田中 暁（たなか あきら） 弁護士・高井伸夫法律事務所
根本 義尚（ねもと よしひさ） 弁護士・高井伸夫法律事務所
橋本 吉文（はしもと よしふみ） 弁護士・高井伸夫法律事務所
廣上 精一（ひろかみ せいいち） 弁護士・高井伸夫法律事務所
三上 安雄（みかみ やすお） 弁護士・ひかり協同法律事務所
水上 洋（みずかみ ひろし） 弁護士・みのり総合法律事務所
山本 幸夫（やまもと ゆきお） 弁護士・高井伸夫法律事務所

目次

■第1章 総論

第1節 他人を「使用」する者が負担する責任

第2節 使用者責任（民715(1)）

第1 使用者責任の基礎

第2 使用者責任の要件

1 使用関係の存在

2 「事業／執行ニ付キ」

3 被用者の第三者への加害

4 使用者の選任・監督の無過失

第3 使用者責任の効果

1 損害賠償

2 求償権

第3節 その他使用者に対する損害賠償請求の根拠

第1 代理監督者責任（民715(2)）

第2 法人の責任（民44(1)）

第3 表見責任

第4 安全配慮義務

第5 履行補助者の故意・過失

第6 国家賠償法に基づく損害賠償請求

第4節 一般企業をめぐる事例

第1 取引上の事故

第2 手形事故

第3 交通事故

第4 セクシュアル・ハラスメントなど

第5 派遣労働者に対する使用者責任

第6 労災・過労死

第7 従業員の暴行

第8 スポーツ

第9 その他

第5節 非営利法人などをめぐる事例

第1 医療法人

第2 宗教法人

第3 学校法人

第4 その他

第6節 国・地方公共団体などをめぐる事例

第1 不正行為

第2 交通事故

第3 セクシュアル・ハラスメント

第4 国公立学校

第5 その他

目次のつづき

- 第 7 節 その他の団体などをめぐる事例
 - 第 1 節 暴力団員による第三者への不法行為
 - 第 2 節 労働組合
 - 第 8 節 外国・海外
 - 第 2 章 使用者責任の成立に関する諸事例
 - 第 1 節 使用者責任の成立要件
 - 第 1 節 使用関係の存在
 - 実質的指揮監督関係と民法715条 1 項にいう「他人ヲ使用スル者」につき判示した事例
 - 兄が弟の運転する自動車で帰宅中に起きた自動車事故について、兄弟間に使用者・被用者の関係が認められた事例
 - 下請人の被用者の不法行為につき元請人が使用者責任を負うには、被用者に対し元請人の直接間接の指揮監督が及んでいることが必要であるとした事例
 - 自動車運送事業の営業名義を貸与した者が、名義を借りた者の雇用する運転手の過失による自動車事故について損害賠償責任を負うとされた事例
 - ゴルフクラブ経営会社とゴルフクラブ会員権販売会社との間に使用関係は認められないとされた事例
 - 営業部長を最後にタクシー会社を退職するに伴い会社と顧問契約を締結した者が、労働組合の書記長に傷害を負わせた行為について、会社が使用者責任を負うとされた事例
 - 第 2 節 「事業ノ執行ニ付キ」
 - 会社所有自動車を私用のため運転中に生じた事故が民法715条の会社「事業ノ執行ニ付キ」生じたものとされた事例
 - 被用者の取引行為が職務権限を超え適法でないことを、相手を知っていたかあるいは重過失により知らなかったとして、銀行の使用者責任が否定された事例
 - 競業する会社の看板を毀損した従業員の行為が、会社の事業の執行に関連してなされたものとされた事例
 - 第 3 節 加害被用者の有責任
 - 失火について被用者に重過失があれば、その使用者はその被用者に対する選任監督に重過失がなくとも民法715条による責任を負うとされた事例
 - 第 4 節 免責事由
 - 免責事由を認めて民法715条2項の代理監督者責任を否定した事例
 - 第 2 節 使用者責任の効果
 - 被用者の不法行為に基づく責任と使用者の民法715条に基づく責任は、一方について和解が成立しても現実には弁済がなされない限り、他方には影響を及ぼさないと判示した事例
 - 従業員が大量の新幹線回数券を購入した行為について、会社の使用者責任は認められたが、被害者側にも過失があるとして6割の過失相殺が認められた事例
 - 民法715条の使用者責任における民法724条の短期消滅時効の起算点は、被害者が、使用者と加害者である被用者との使用関係の存在および問題となる行為が使用者の事業の執行についてなされたとき一般人が判断できる事実を認識した時点であるとした事例
 - 同じ使用者の被用者である運転手と運転助手が共同して職務を遂行中双方の過失で事故を起こし、この事故で前記助手が死亡した場合、この助手は被用者であることを理由に民法715条の「第三者」から除外されることはない。
また民法715条による損害賠償債務を負う使用者は、被害者である被用者に対する損害賠償債権をもって前記債務と相殺することは許されないとした事例
 - 加害者たる被用者との共同不法行為者が被害弁償を行った場合に、その共同不法行為者より使用者に対してされた求償が認められた事例
- 第 2 節 使用者責任の効果
 - 被用者の惹起した自動車事故により使用者が損害を被った場合において、使用者は被用者に対して損害の一部についてのみ求償請求が許されるに過ぎないとされた事例
- 第 3 節 代理監督者の責任
 - 法人の代表者は、現実には被用者の選任・監督を担当していた場合に限り、民法715条2項の代理監督者に当たるとされた事例
- 第 4 節 使用者責任とほかの法制度との関係
 - 民法110条の基本代理権の存否および民法715条の業務執行の範囲内か否かは、企業運営の実情に即して判断されるべきであるとされた事例
 - 商法42条・38条の「営業ニ関スル行為」と民法715条の「事業ノ執行ニ付キ」なされた行為とは同一でないとされた事例
 - 会社の係長が代表者名義でした取引行為が代表者の使者としてしたことを理由に商法43条1項の適用が否定されたとしても、そのことと会社の使用者責任を認めることは矛盾しないとされた事例
 - 事故車の同乗者が運転者と認定され、自動車損害賠償保障法3条本文の「他人」および民法715条1項の「第三者」に当たらないと認定された事例
 - 農業協同組合の運転手が私用のため組合所有の自動車を無断運行して事故を起こした場合に、右組合が自動車損害賠償保障法第3条にいう「自己のために自動車を運行の用に供する者」に当たるとされた事例
 - 共同不法行為者の各使用者間における求償権の成立範囲、加害者の使用者が複数ある場合にそれらの使用者間での損害の負担部分と求償権の成立を範囲判示した事例
 - 消防署職員の消火活動が不十分なため再燃して火災が発生した場合に失火ノ責任ニ関スル法律を適用して同職員の責任を否定した事例
 - 退任取締役に対する退職慰労金支給の議案を株主総会に付議しなかったことと不法行為の成立
- 第 3 章 一般企業などにおける使用者の責任に関する諸事例
 - 第 1 節 一般企業をめぐる事例
 - 第 1 節 取引上の事故
 - 変額保険の募集に当たり保険外務員の説明義務違反がなかったとして会社の損害賠償責任が否定された事例
 - 過当取引（チャーニング）の3要件を充たす場合には当該取引は違法となり、証券会社は顧客に対する債務不履行責任、不法行為責任を免れないとした事例
 - 信用金庫の職員に預金の名目で小切手を詐取された者が信用金庫に損害賠償を請求した事件で、詐取された者に重大な過失があるとされた第2審の判断に違法があるとされた事例
 - 銀行の行員の預金受領行為を職務権限内と信じた顧客に重大な過失はないとされた事例
 - 空リースによる詐欺行為に関与した複数の被用者の行為について、正犯である被用者の行為については事業の執行につきなされたとはいえないとしたが、幫助者についてはその地位などからこれを肯定した事例など
 - 第 2 節 手形事故
 - 手形遡求権が時効消滅している場合に手形偽造に関する使用者責任の過失相殺が否定された事例
 - 手形偽造の事実を知っている者から手形を取得した者の被偽造者に対する使用者責任が認められた事例
 - 被用者の手形偽造行為が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」した行為に当たるとされた事例
 - 第 3 節 交通事故
 - 出張の帰途に自家用車を使用して交通事故を起こした場合、運転が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」なされたものとはいえないとされた事例
 - 会社の車を無断で私用運転して交通事故を起こした場合、運転が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」なされたものとされた事例
 - 車の修理会社が客から預かった車を社員が無断で私用のために運転して事故を起こした場合、この運転が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」なされたものとされた事例

目次のつづき

- 従業員がマイカー通勤の途上で起こした交通事故につき会社に使用者責任を認めた事例
- 第 4 セクシュアルハラスメント
 - 子会社に出向中の者による出向先でのセクシュアル・ハラスメントについて、子会社の使用者責任は認められたが、出向元の親会社は実質上の指揮監督関係を有していなかったとしてその使用者責任が否定された事例
 - 会社代表者の家政婦として会社に雇われた女性に対し、この代表者のした性的言動について会社の使用者責任が認められた事例
 - 使用者には、職場において職員の人格的尊厳を侵しその労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、または、これに適切に対処して働きやすい環境を保つように配慮する注意義務があった事例
 - 職場外の飲み会における性的いやがらせが被告会社の事業の執行につきなされたものと判断された例
 - 昇格について女性であることを理由に差別的取扱いがあった場合、会社に対して民法715条による損害賠償請求ではなく直接差別がなければ昇格したであろう地位にあることの確認を求めることができたとされた事例
- 第 5 派遣労働者などに関する使用者責任
 - 派遣社員が派遣先会社の金員を不正領得したことにつき、人材派遣会社の使用者責任が肯定された事例
- 第 6 労災・過労死
 - 長時間にわたる残業によって労働者がうつ病に罹患し自殺した場合に、使用者の注意義務違反による損害賠償を認めた事例
 - 警備員が勤務時間中に脳梗塞で死亡した事件について、遺族が警備会社およびその代表者に対し求めた損害賠償請求が認められた事例
 - 執拗に始末書などの提出を求めたことが上司としての指揮監督の限界を超え、そのため心因反応を起こした場合において会社の責任を認めた事例
 - 下請が連続する建築工事における労災事故につき、中間の請負人の使用者責任を否定した事例
 - 管理職昇進に伴う仕事と職場でのストレスなどから労働者が精神的疾患に罹患し自殺した場合に使用者責任が認められた事例
- 第 7 従業員の暴行
 - 被用者同士の口論から発した暴行が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」された場合に当たらないとされた事例
 - 被用者が同じ職場で作業中のほかの作業員に加えた暴行が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」されたものと認められた事例
 - 被用者が職場で第三者に暴行を加えて傷害を負わせたことが事業の執行につき第三者に加えた傷害に当たるとされた事例
 - 退職を強要するため職場で暴力いやがらせ行為を行ったほか担当業務の変更を命じた上司・同僚の行為を事業の執行についての不法行為とし、会社に使用者責任を認めた事例
- 第 8 スポーツ
 - ゴルフ場でプレーヤーの打球が他のプレーヤーに当たった場合にキャディを雇用する会社に対して使用者責任が認められた事例
 - スキューバダイビングの講習会中に発生した事故につき、講習会の主催者の使用者責任が否定された事例
 - スキー教室に参加した児童がそり遊び中に崖下に転落して死亡した事故について、スキー教室を主催した会社の使用者責任が認められた例
- 第 9 その他
 - ホテル内のベビールームで乳幼児が死亡した事案において職員の見守りが否定された事例
 - パソコン通信ネットワーク上の思想フォーラムの電子会議室における発言が名誉毀損に当たる場合のパソコン通信主催者の責任が肯定された事例
- 第 2 節 非営利法人などをめぐる事例
 - 第 1 医療法人
 - 医師などの資格のない理事長と勤務医が手術の適応が認められない子宮や卵巣を摘出するなどの手術を長年繰り返したとして、理事長、医師および医療法人に対して損害賠償を命じた事例
 - 宗教上の理由から輸血拒否の意思を有する患者に対して、医師がほかに救命手段がない事態に至った場合には輸血するの方針を説明しないまま手術を施行して輸血した場合に、医師に説明義務違反があるとした上、国の使用者責任を肯定した事例
 - 第 2 宗教法人
 - 宗教法人の代表者らによる勧誘行為の違法性が認められ、同宗教法人に民法715条1項に基づく責任が認められた事例
 - 宗教法人の信者らによる出版社に対する業務妨害行為について宗教法人の使用者責任が認められた事例
 - 第 3 学校法人
 - 私立高校の女子生徒が教師の体罰により受傷したことにつき、学校に使用者責任が認められた事例
 - 高校のラグビー部員が夏季合宿の練習中、熱中症により死亡した事故につき学校に使用者責任が認められた事例
 - 私立大学の応援団員が、上級生から「気合入れ」の名のもとに暴行を受けて死亡した場合に、大学に使用者としての損害賠償責任を認めた事例
 - 高校野球部で上級生から暴行などを受け、精神疾患に陥り退学を余儀なくされた事案につき、高校の使用者責任が否定された事例
 - 第 4 その他
 - 無認可保育所において乳幼児が死亡した事案において保母らの過失が否定された事例
 - 児童福祉施設において職員が、反抗的挑発的言動に及んだ在園者に平手打ちしたことが体罰であるとして、施設に対し使用者責任、代理監督者責任が認められた事例
 - 会社の車を無断で私用運転して交通事故を起こした場合、運転が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」なされたものとされた事例
 - 車の修理会社が客から預かった車を社員が無断で私用のために運転して事故を起こした場合、この運転が民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」なされたものとされた事例
 - 従業員がマイカー通勤の途上で起こした交通事故につき会社に使用者責任を認めた事例
- 第 4 セクシュアルハラスメント
 - 子会社に出向中の者による出向先でのセクシュアル・ハラスメントについて、子会社の使用者責任は認められたが、出向元の親会社は実質上の指揮監督関係を有していなかったとしてその使用者責任が否定された事例
 - 会社代表者の家政婦として会社に雇われた女性に対し、この代表者のした性的言動について会社の使用者責任が認められた事例
 - 使用者には、職場において職員の人格的尊厳を侵しその労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、または、これに適切に対処して働きやすい環境を保つように配慮する注意義務があった事例
 - 職場外の飲み会における性的いやがらせが被告会社の事業の執行につきなされたものと判断された例
 - 昇格について女性であることを理由に差別的取扱いがあった場合、会社に対して民法715条による損害賠償請求ではなく直接差別がなければ昇格したであろう地位にあることの確認を求めることができたとされた事例
- 第 3 節 国・地方公共団体をめぐる事例
 - 第 1 不正行為
 - 特定郵便局長が顧客から金員を騙取した場合に民法715条にいう「事業ノ執行ニ付キ」されたとは認められないとされた事例
 - 町の出納室長が金員を詐取する行為について、民法110条の表見代理の成立は否定したが、民法715条の使用者責任を肯定した事例

目次のつづき

- 第 2 交通事故など
- 違法駐車したトレーラーを排除する措置などをとらなかったとして、道路を管理していた東京都に管理上の瑕疵があるとされた事例
- 第 3 セクシュアルハラスメント
- 大学の研究合宿中に担当教授が女子学生に対してわいせつ行為をしたとして、大学の使用者責任が肯定された事例
- 第 4 国公立学校
- 国立大学合気道部の練習中に発生した部員の死亡事故について、大学設置者である国の責任が否定された事例
 - 県立高校の体育の自習授業として行われたソフトボール試合において、生徒が打球を腹部に受け、それが原因で死亡した事故につき、学校側に過失がないと判断された事例
 - 県立高校の女子生徒が陸上部の顧問教師から体罰や説諭を受けた後に自殺した事件について、体罰などと自殺との間に相当因果関係はないが、県は体罰などによって女子生徒が被った精神的損害は賠償する責任があるとされた事例
 - 高校における生徒同士のけんかにより生じた生徒の死亡事故について、学校側の責任が認められなかった事例
- 第 5 その他
- 国の属託により保健所の行う健康診断は国賠法 1 条 1 項の「公権力の行使」に当たらず、民法 715 条 1 項の適用上国の「事業」に当たるともいえないとされた事例
 - 市水道局の担当者が違法建築物についての給水装置新設工事申込を受理しなかったことについて、市は損害賠償責任を負わないとされた事例
 - O-157による集団下痢症について、特定食材が原因であるとする厚生省の公表が違法であったとして国の損害賠償責任が肯定された事例
 - モノレール建設現場において架設中の橋桁が落下したことによる死亡事故について、注文者である市に対する民法716条但書（注文者の過失）に基づく損害賠償責任が認められ、補助金を支出した国に対する国家賠償法3条1項に基づく損害賠償責任は否定された事例など
- 第 4 節 その他の団体などをめぐる事例
- 第 1 暴力団による第三者への不法行為
- 暴力団の構成員の不法行為につき、組長の使用者責任および組長代行の代理監督者責任が認められた事例
 - 暴力団同士の対立抗争で、一般市民が誤って射殺された事案につき、暴力団会長および総長の使用者責任を否定した事例
- 第 2 労働紛争
- 労働組合地方組織事務局の女性職員が事務局幹部から受けた暴行について、業務終了後の飲み会で行われたものとして組合地方組織の使用者責任が否定された事例
 - 組合同士の対立の中で組合員の行った労働組合固有の団体行動についても組合に対し使用者責任に関する民法715条の規定の適用が肯定されるとした事例
 - 労働組合による暴力行為を伴う違法なストライキおよび使用者による不当労働行為が共に認められた場合に、双方に対する損害賠償責任について判示した事例
 - 社員が組織する労働組合の争議中の不法な業務妨害行為により、会社が損害を被ったとして労働組合および組合幹部の損害賠償責任が肯定された事例
 - 適法なストライキによって第三者に生じた損害について会社および労働組合の責任が否定された事例
- 第 5 節 外国・海外での事例
- 日本に営業所を有する米国法人の日本人従業員が行った不法行為について、アメリカ合衆国からの使用者責任に基づく損害賠償請求が認められた事例
 - 海外団体旅行の参加者が、現地の観光会社の募集したオプションツアーに参加して事故により負傷した事案で、日本の旅行者の責任が否定された事例
- 索引
- ※ 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。